
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第3回：遺産は誰がもらえるの？

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

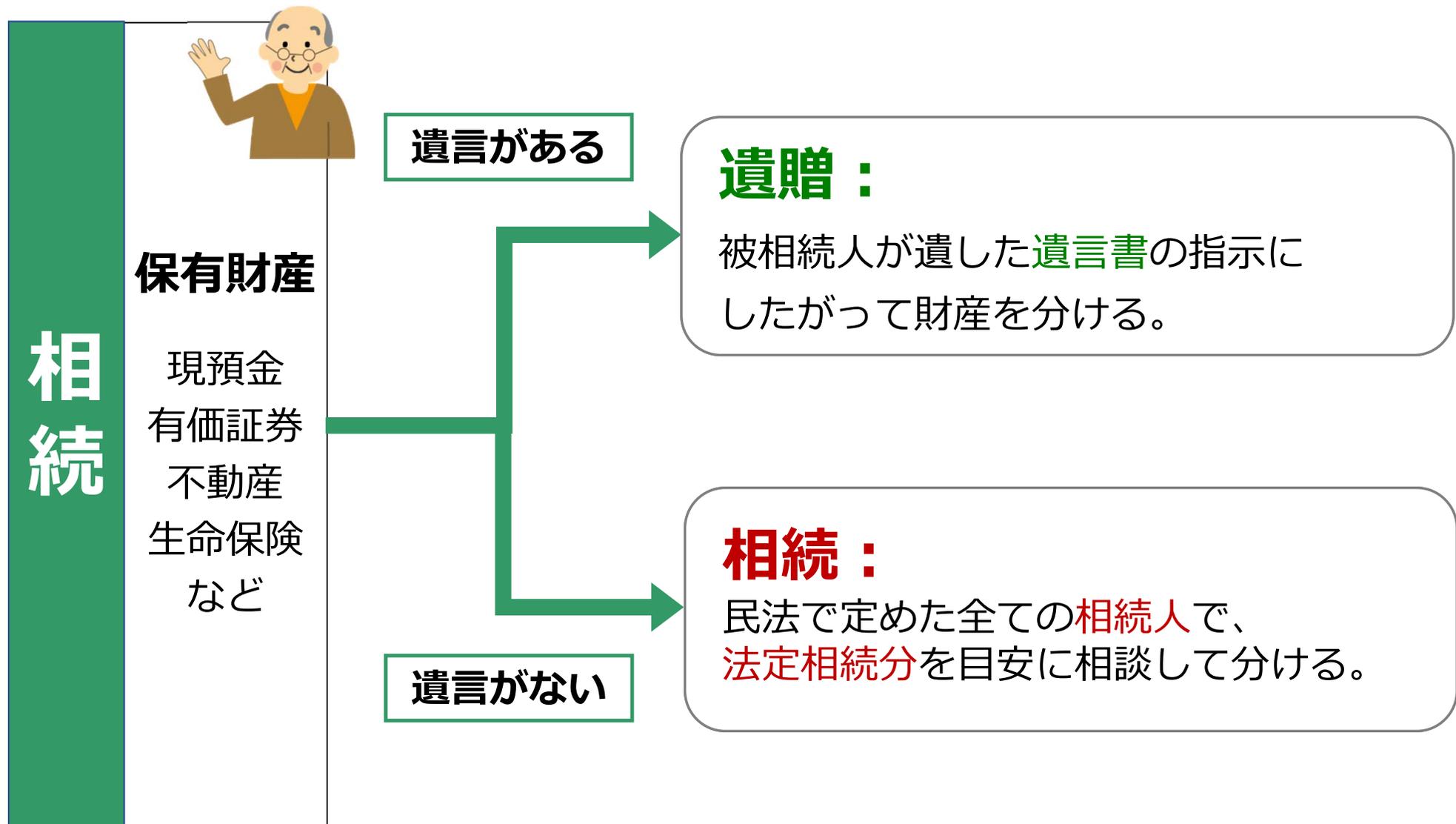
1. 相続人と法定相続分

自分の相続人は
誰になるのか？

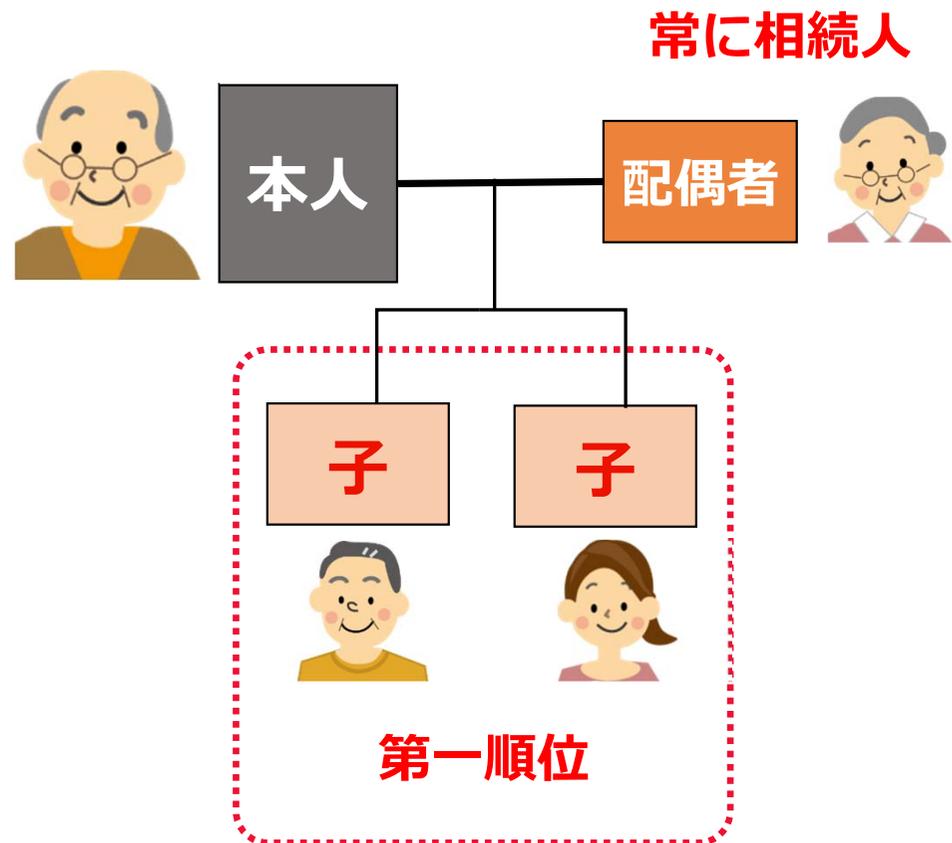
どのように
財産を分けるのだろうか？



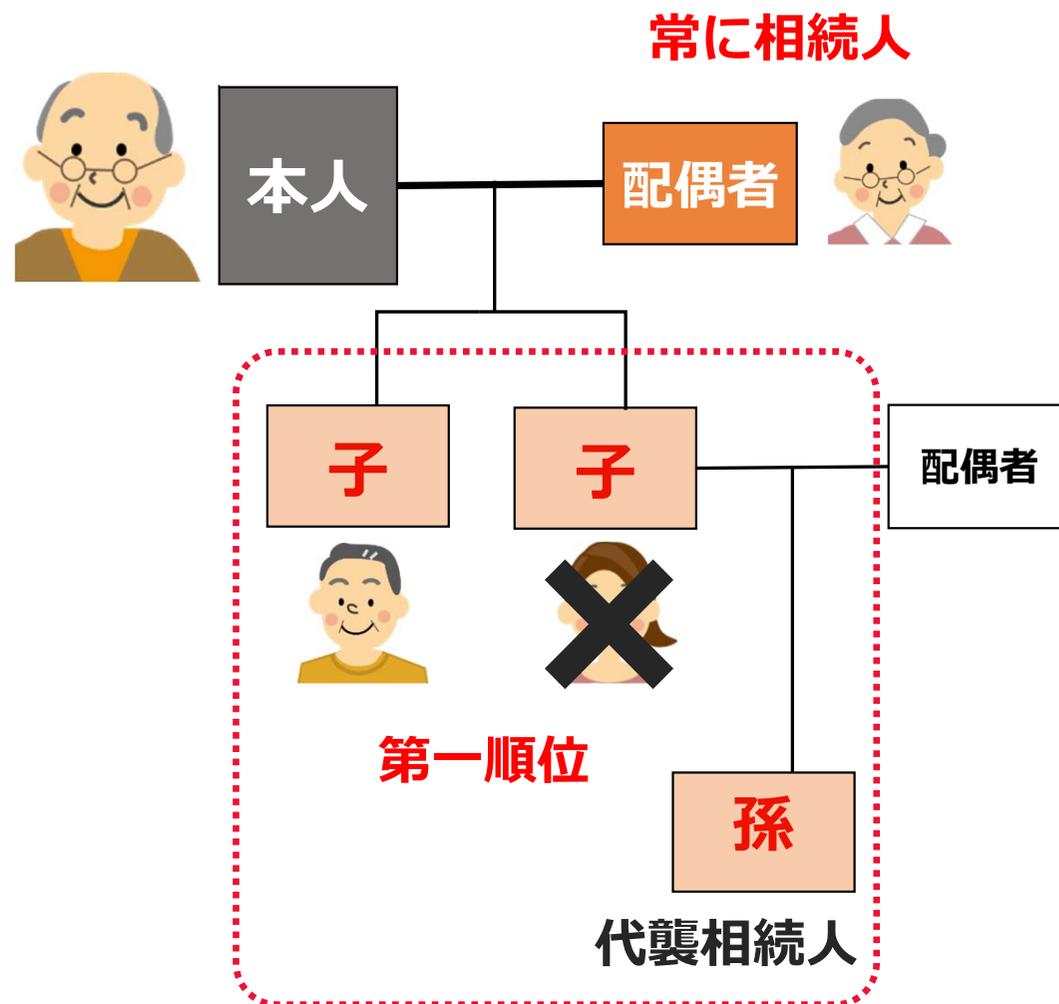
2. 財産承継の方法



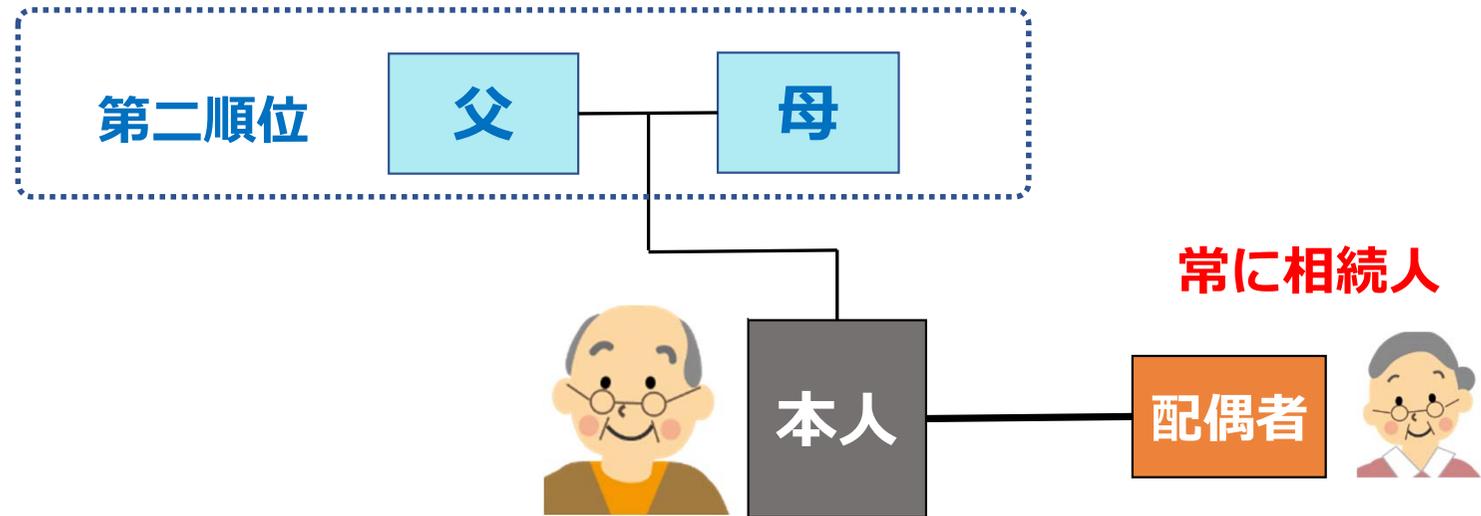
3. 相続人の確認①：配偶者と子



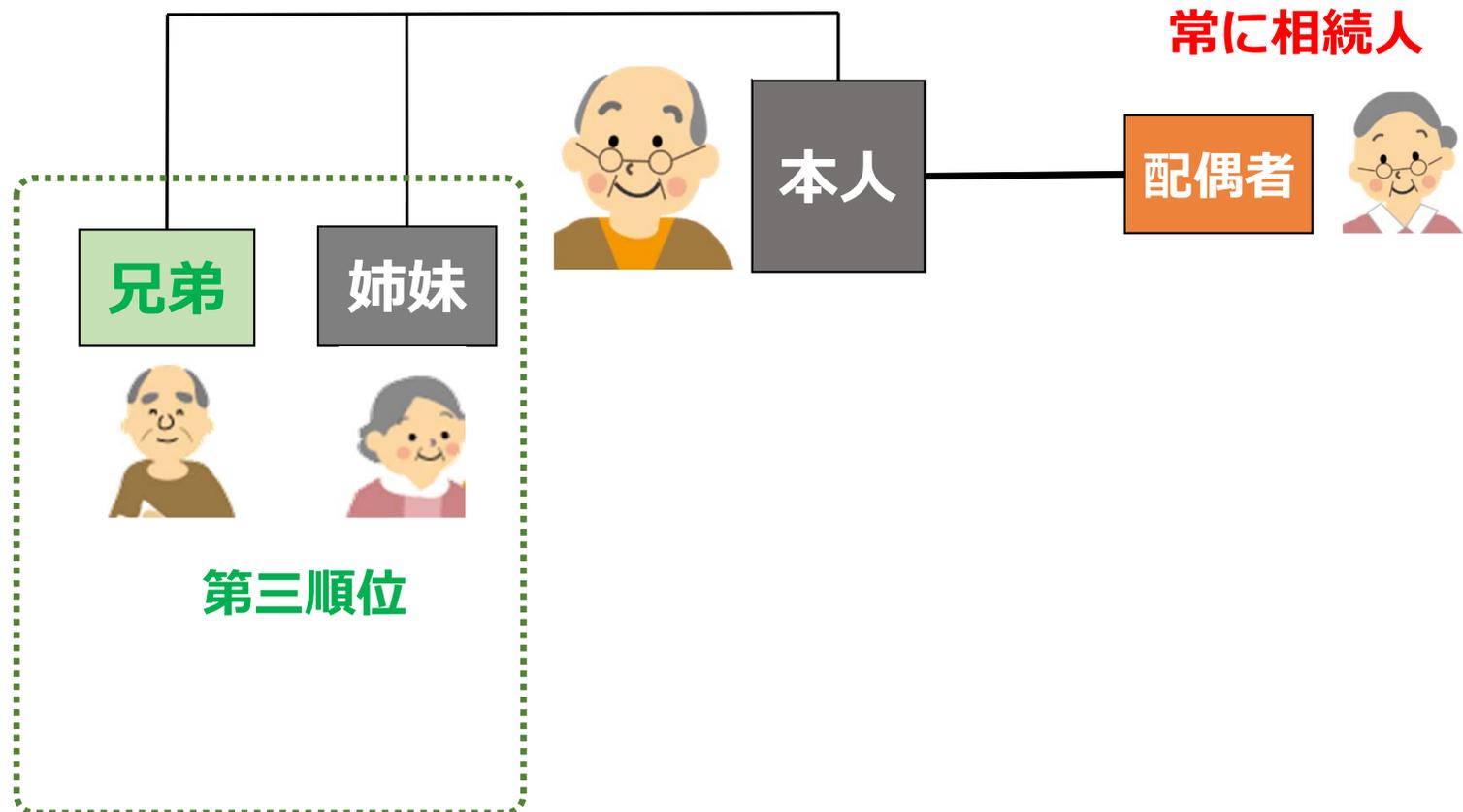
3. 相続人の確認①：配偶者と子



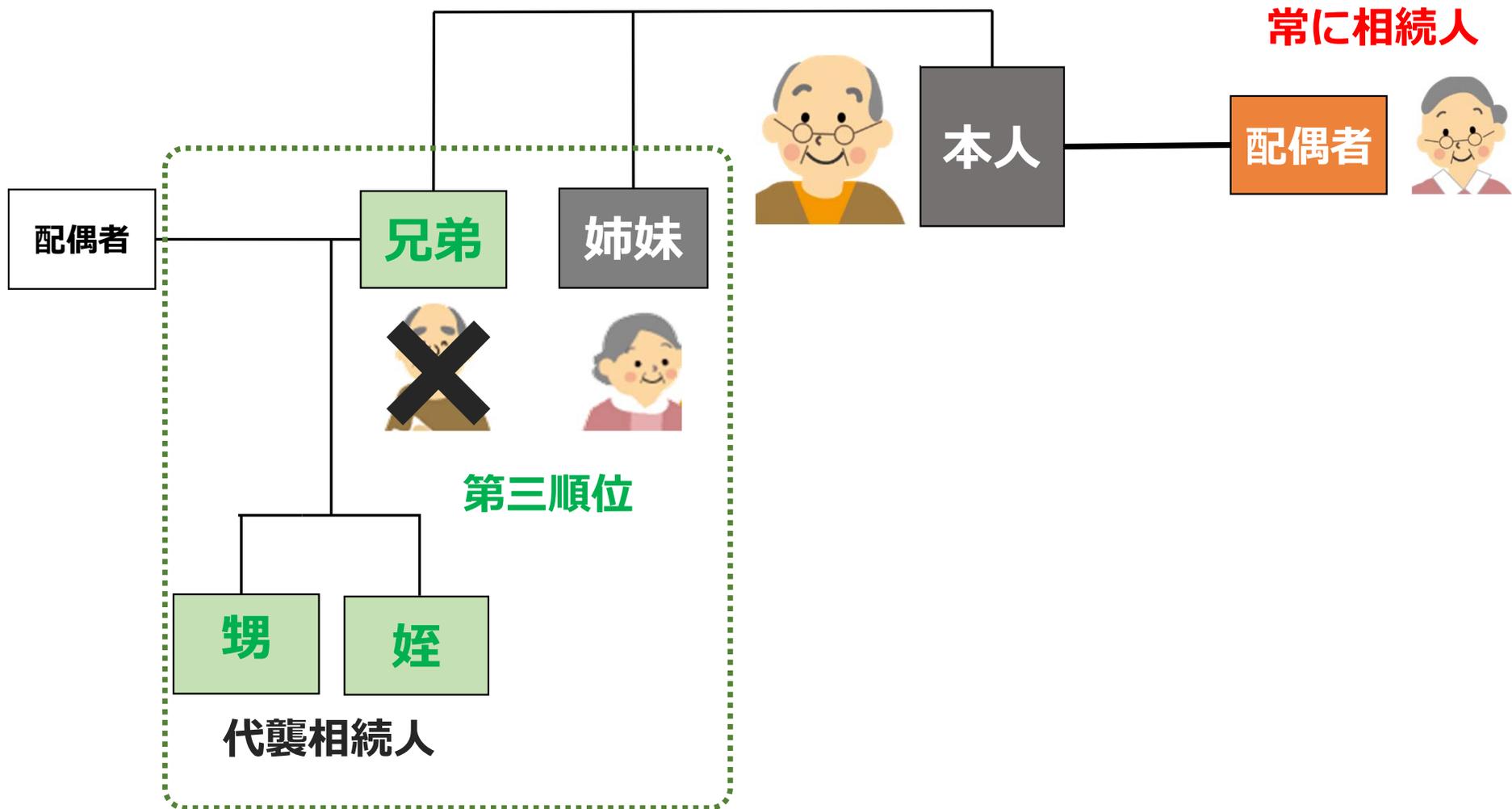
4. 相続人の確認②：配偶者と父母



5. 相続人の確認③：配偶者と兄弟姉妹



5. 相続人の確認③：配偶者と兄弟姉妹



6. 法定相続分

配偶者がいる場合		配偶者がいない場合
配偶者 1/2	子 1/2	子 全て
配偶者 2/3	親 1/3	親 全て
配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4	兄弟姉妹 全て

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 ： 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 ： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会